

2 0 2 7 年度②

憲 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ X県では、県議会議長、副議長等の政治資金パーティーについて、県職員の互助組織が会費積立金からパーティー券購入費用を支出していたことが報道され、県議会と県庁職員との関係のあり方が社会問題化していた。この問題に関する報道が続く中、県議会棟内における報道機関による議員取材が増加していた。

これに対し、複数の議員から、「議会活動の準備のために公にしない約束で入手した書類等も多数机上に置いている会派控室周辺での報道機関の取材活動が増え、機密の保持に苦労している。」、「事前の承諾なく突然、あるいは意思に反する形で取材を受け、正確な事実を確認できないまま回答を迫られたので不安である。」、「廊下でカメラを構えているので議会活動に支障が生じた。」、「カメラに映り込み、支援者から何かあったのかと心配された。」、「撮影・録音により、議員以外の職員や来庁者が意図せず記録されることが懸念される。」などの意見が議会事務局に寄せられた。

こうした意見及び各会派からの要望を受け、X県議会事務局長は、議会棟の秩序維持及び正常な議会活動の確保を目的として、「X県議会棟取材規程」を制定した(【参考資料】参照)。

このX県議会棟取材規程において、「報道機関がX県議会棟内において議員を取材しようとする場合には、原則として前日までに対象議員の承認を得なければならない。X県議会棟内における撮影・録音については、その目的を明らかにした上で、X県議会事務局長の承認を受けなければならない。」という規制が設けられた。

設問 X県議会棟取材規程の規制に含まれる憲法上の問題点について論じなさい。

【参考資料】

X県庁内の管理については、X県庁内管理規則が必要な事項を定めている。その管理規則第3条で、「X県議会の用に供する庁内」の総括責任者を県議会事務局長と定め、第18条で、「庁内管理につき必要な事項」のうち、X県議会の用に供する

庁内については総括責任者が定める旨を規定している。本問の「X県議会棟取材規程」は、この第18条に基づき定められたものである。そして、第16条は、規則又はこれに基づく措置に違反した者に対し、庁内管理者等が、庁内への入場拒否、行為禁止、退去命令その他必要な措置をとることができる旨を定めている。

Ⅱ 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）第1条に、「この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする」と定められている。また、第5条に、「原子力規制委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う」と定められている。なお、第7条第1項に、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と定められている。

必要に応じて日本国憲法の規定の解釈に言及しながら、原子力規制委員会の委員長や委員の職権行使は、法律上、何のために、何から「独立して」いるのかを論じなさい。